

RL230:2023 V7 (案) に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	奈良広一	5.1(1) ①		t	試験所認定を取得する前には、全く異なる分野で認定を既に受けている場合を含むのか明確でない。	試験所は、試験所認定を受けていない分野において新たに試験所認定を取得する前に、認定範囲の内、主要な新規認定範囲（各分野又は主要な各クラス注 1）ごとに 1 つの技能試験に参加又は実施して、満足な結論を得ること。	○ 認定試験所において、認定を受けていない分野を拡大する場合の方針を②として新設します。
2	奈良広一	5.1(1) ①	末尾	e	この文章の最後にも 注 2 を追記	満足な結論を得ること。 注 2	○ ご提案の通り該当部分を追記します。
3	奈良広一	5.2(5)	1	t	自社内はやや狭い。	自社内のみ(グループ企業のみの場合も含む)	△ 該当部分を右記下線部の通り改めます。「(5) <u>自社内又はグループ企業内の複数の試験所で行われる試験所間比較</u> 」
4	菊地英一郎	2 適用範囲	3 注記	削除	定義から削除された用語が使用されている	注記の『又は自主技能試験の実施が可能な』 文言削除	△ 5.2 項は技能試験及び試験所間比較について記載しているため、該当部分を「(前略) 5.2 項 (1)から(3)いずれかの技能試験が存在する場合、又は(4)、(5)いずれかの試験所間比較の実

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
							施が可能な場合をいう。」に改めます。
5	中川 武	5.1	5行 9行	E	常用漢字ルールでは、「…の内」→「…のうち、」と、平仮名のようです。 (参考：文化庁「公用文の書き表し方の基準(資料集)」)	あくまでご参考です。 「…のうち、」への修正要否は、JAB でご判断ください。	○ 「JIS Z 8301:2019」及び「公用文作成の考え方(令和4年)」に従い、ご提案の通り該当部分を改めます。
6	中川 武	5.1	6行 11行	E	「クラスごとに」、「分野毎に」と「ごと」と「毎」が混在しています。 常用漢字ルールでは、「…ごとに」と、平仮名のようです。 なお、「毎」は常用漢字表にない表外漢字で、「ごと」の読みはなく、「まい」としか読まれないとことです。 (参考：文化庁「公用文の書き表し方の基準(資料集)」)	あくまでご参考です。 「…ごとに」と「…毎に」を統一するか否かは、JAB でご判断ください。	○ 「JIS Z 8301:2019」及び「公用文作成の考え方(令和4年)」に従い、ご提案の通り該当部分を改めます。
7	中川 武	5.3	10行	E	公用文では、「なお、」は通常、改行するようです。	あくまでご参考です。 「なお、」以降の文書を改行するか否かは、JAB でご判断ください。	○ 「JIS Z 8301:2019*」に従い、ご提案の通り該当部分を改めます。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					改行する接続詞には、下記があるようです。 なお また おって さて ついては ところで		※ H3.2.9 (前略) “なお”, “また”及び“ただし”の前を改行するか否かは、文意及び規格の区分けである段落を考慮して判断する。
8	(一社)日本環境測定分析協会(須藤欣一)	5.2 注3	5	E	5.2 技能試験の選択における優先順位として(1)～(5)の中で選択することと規定されているが、注3では(1)、(2)以外の選択に対し、新たに「改善の機会」とすることができると措置しようとしている。 この措置内容は、環境測定分析において多種多様な試験対象項目や試験規格が求められている中、ISO/IEC 17043 認定を受けている技能試験提供者が提供する技能試験は、その種類が限られているため、上記(3)に基づく技能試験が大きく貢献している実情について評価されて	注3について、削除されるように提案します。	× ISO/IEC 17043 の認定を受けている技能試験提供者が提供する技能試験が限られているため、認定を受けていない技能試験提供者が提供している技能試験が大きく貢献していることに関しては、コメントをいただいている通りと存じます。ただ、その点も踏まえて、限られた ISO/IEC 17043 認定を受けている技能試験提供者が提供する技能試験がある条項下において、改善の機会 (OFI) の対象となるという事をご理解ください。 また、JAB では従来、技能試験の選択における優先順位を制定しております。これは、ILAC-P9:06/2014 「ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities」に従い、認定機関は技能試験の利用についての方針を定めなければならないという認定機関としての責務の範疇であり、注3の追記により、優先順位をより明確化するものになると考えております。 なお、注3において、JAB の方針として OFI とすることができることを明確にするため、

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」又は「E (編集上のコメント)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					<p>おらず、また JIS Q 17025 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)7.7.2 の規定との整合性が取れていません。</p> <p>(参考) 関連する規程</p> <p>「7.7.2 ラボラトリーは、利用可能で適切な場合、他のラボラトリーの結果との比較によって、そのパフォーマンスを監視しなければならない。この監視は、計画し、見直さなければならない。また、次のいずれか、又は両方を含まなければならないが、これらに限定されない。a)技能試験への参加(注記(省略))、b)技能試験以外の試験所間比較への参加</p>		<p>「(前略) <u>本協会は、認定審査において改善の機会 (opportunity for improvement) とすることができる。</u>」と下線部を追記いたします。</p> <p>なお、コメント No.11 への対応に伴い、ご指摘いただいた「注3」は「注記4」に附番を変更いたしました。</p>
9	(株)アイピー エス 品質 管理課 有	5.2 (4) 注	1	E	「試験所間比較の内容に関して ISO/IEC 17025 の認定を取得...」という表	17025 の認定要求事項を具体的に表した方が良いと思います。 「試験所間比較で実施する試験又	○ 明確化のため、ご提案の通り該当部分を改めます。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」又は「E (編集上のコメント)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
	賀 修一				現では、17025 の認定事項に 17043 の要求事項が含まれるようにも解釈できます。	は校正の内容に関して ISO/IEC 17025 の認定を取得...」といった表記への変更を提案します。	
10	(株)アイピー エス 品質 管理課 有 賀 修一	5.2 注 3	4	T	「認定審査において改善の機会とすることができるとあります。これは、審査に関わる判断の際に改善の機会とする場合としない場合があるという対応に読み取れます。この対応について、公平性の確保、及び利用可能であるのに利用していない対応を改善の機会としないことの妥当性が気になります。	「認定審査において改善の機会とする。」と取り決めても良いのではないのでしょうか。もしくは、改善の機会としない判断となる場合の指針を提示いただければ、公平性の確保や妥当性の裏付けが成されるように思います。	○ 改善の機会 (OFI) としない場合について、JAB としての方針を定め、ISO/IEC 17025 の JAB 認定取得ラボ様にご連絡すると共に、審査員研修を通じて審査員に判断基準を共有いたします。RL230V7 の文書発行自体は 2023 年 9 月 1 日を予定していますが、ラボ様との技能試験参加計画も関係してくる案件であることを考慮の上、JAB としての方針を定めます。 なお、コメント No.11 への対応に伴い、ご指摘いただいた「注 3」は「注記 4」に附番を変更いたしました。
11	(株)アイピー エス 品質 管理課 有 賀 修一	—	—	E	文章内の補足として、注となっているものは直前の要求事項に対して、注 * (数字) となっているものは箇条全体に対し	注記に関しては、注 * (数字) として文書の最初から重複とされない連番で表して、該当する要求事項の最後に注 * で表示する方法が誤解なく分かりやすいように思います。	△ 【JIS Z 8301:2019】「24.3 付番及び区分け注記は、一つの箇条（細分箇条があれば細分箇条）ごとに、“注記1”，“注記2”のように順番に付番する。番号は、一つの箇条又は細分

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					て、と使い分けられているように思います。 5.2 (4)の注、5.2 項の注 1、注 2、注 3 の所で上記の通り解釈しましたが、全体を通して各注記がどの要求事項への補足なのかが少々分かりにくいように感じました。		<p>箇条ごとに開始する。一つの箇条又は細分箇条内の注記が一つの場合は、付番しない。</p> <p>」に従い、ご提案の通り連番の表記に改めます。</p> <p>また、JIS Z 8301:2019の定義に従い、文章中の「注」を「注記」に改めます。</p> <p>【参考；JIS Z 8301:2019における注記と注の定義】</p> <p>(注記)</p> <p>24 注記</p> <p>24.1 一般</p> <p>注記は、規格の理解又は利用を支援するための追加情報を提供するために用いる。(以下略)</p> <p>(注)</p> <p>26 注</p> <p>26.1 一般</p> <p>規格の本文の注は、通常、本文中の特定の語句、文及び一部の事項に対する追加情報を提供するために用いる。(以下略)</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。